令和８年度
四街道市任期付職員採用試験案内
（保育士）

１　試験の対象となる職の種類及び募集人数

下記職種の任期付職員を募集します。

職員区分	職種	募集人数
任期付職員	保育士	若干名

※　「任期付職員」とは、任期を定めて勤務する職員で、給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、定期昇給がないことを除き、原則として任期の定めのない常勤職員と同様です。

２　試験の対象となる職の職務内容及び給与

（１）職務内容

職種	職務内容
保育士	保育所に勤務し、入所児の保育を行います。

（２）給与

令和８年４月１日現在の初任給（地域手当含む）は、下記のとおりです。

採用区分	経験年数	職務の級	給与月額
任期付職員	４年未満	１級	227,370 円
	４年以上	２級	266,200 円

※　経験年数は、保育士として週 35 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。

※　このほかに、期末・勤勉手当（年間 4.65 月分）が支給されます。また、支給要件に応じて、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

※　期末・勤勉手当の支給月数は予算上の数値であり、採用日等により支給月数が変わります。また、勤勉手当の支給月数は、人事評価の結果に基づき決定されます。

３　勤務時間、休暇等

（１）勤務時間

１週間の勤務時間　３８時間４５分

始業８時３０分～終業１７時１５分（休憩１時間）

※早番、遅番勤務あり

（２）休暇

年次休暇　年間２０日※

このほかに、一般職員に準じて夏季休暇（７日※）等が付与されます。

※採用日によって付与日数が変わります。

（３）社会保険

千葉県市町村職員共済組合（健康保険・厚生年金）に加入となります。

４　受験資格

職種	資格等
保育士	保育士の登録を受けている人（年齢、学歴、国籍は問いません。）

※　日本国籍を有しない人については、就職が制限されていない在留資格の人のみ登録できます。

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・四街道市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５　試験の方法

個別面接

６　応募方法及び受付期間

（１）応募方法
市ホームページの応募フォームより申込

（２）受付期間
随時募集とし、申込み受付後、試験を随時実施します。

※　通信や機器障害によるトラブルについては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】　四街道市役所総務部人事課
（郵便番号及び所在地）　284-8555　四街道市鹿渡無番地
（電話番号）　043-421-6105

７　採用予定日、任期

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

※　保育士業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、こどもに接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認し、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※　また、児童福祉法第１８条の３６第３項の規定により、採用までの間に国の「保育士特定登録取消者管理システム」へ照会を行います。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合についても採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

８　その他

この採用試験の結果等については、口頭による開示請求をすることができます（下表参照）。

なお、電話、はがき等による請求及び代理人の請求では開示できませんので、受験者本人が受験票及び運転免許証等本人を確認できる書類を持参の上、直接お越しください。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	結果発表日から２週間	四街道市役所本庁舎本館１号棟３階 総務部人事課

※結果発表日は、試験当日にお知らせします。